



「第二次徳島県再犯防止推進計画（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

本県では、国の「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）を勘案し、令和2年3月に「徳島県再犯防止推進計画」を策定しています。令和5年3月に閣議決定された国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、「第二次徳島県再犯防止推進計画」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「原案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和7年5月28日（水）～ 令和7年6月26日（木）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

① ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/



② 郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④ 持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日を除く）

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 消費者政策課 暮らし安全担当

電話：088-621-2287 FAX：088-621-2979

メールアドレス：shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行
（パブリックコメント）



Q1 「第二次徳島県再犯防止推進計画」ってどんな計画？

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定します。

国の「第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）」において設定されている5つの基本方針を踏まえて、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組むための計画です。

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「第二次徳島県再犯防止推進計画（案）」において、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。